

患者さまへ（長期収載品の選定療養費について）

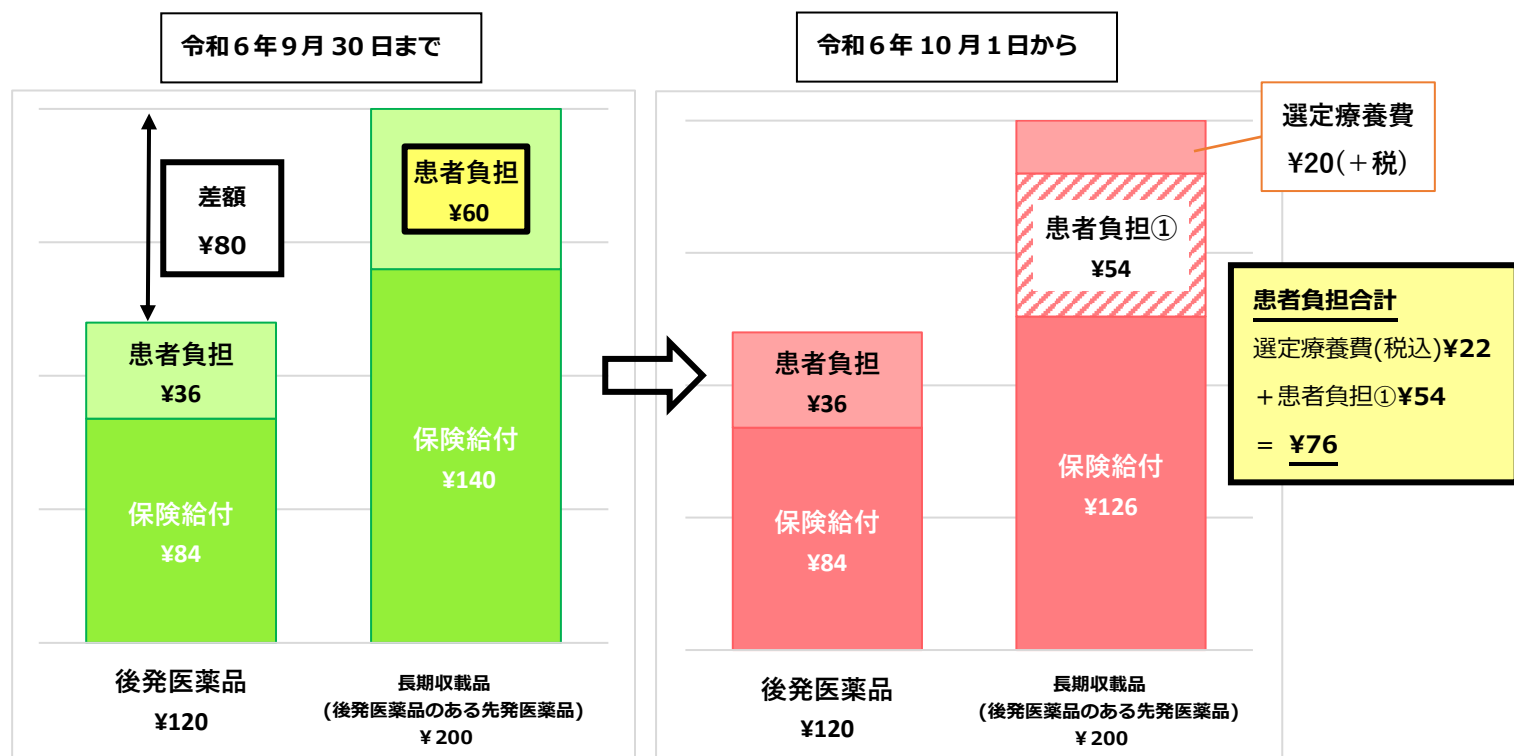
令和6年10月より長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）のうち条件を満たすもの¹の処方を希望された患者さまは、長期収載品の薬価と後発医薬品の中で一番高い薬価との価格差の4分の1が患者さまの自己負担（選定療養費*）となります。

ただし、長期収載品の処方が医療上必要が認められると医師・薬剤師が判断した場合や後発医薬品の提供が困難な場合等は、この限りではありません。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

*選定療養費は健康保険給付対象とはならないので、対象の皆さまに負担が発生します。

【3割負担の例】



令和6年12月

泉大津市立周産期小児医療センター

¹ 次の(1)~(3)を全て満たすもの (1)後発医薬品のある先発医薬品 (いわゆる「準先発品」を含む。) であること (バイオ医薬品を除く)。 (2)後発医薬品が収載された年数及び後発品置換え率の観点から、組成及び剤形区分が同一であって、次のいずれかに該当する品目であること。①後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した品目 (後発品置換え率が1%未満のものは除く。) ②後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過しない品目のうち、後発品置換え率が50%以上のもの (3)長期収載品の薬価が、後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を超えていること。この薬価の比較にあたっては、組成、規格及び剤形ごとに判断するものであること。